

牛久保保育園の整備及び運営事業者募集要項

1 趣旨

豊川市では、増加かつ多様化する保育ニーズに対応するため、豊川市保育所整備計画（第1期：平成28年3月、第2期：令和3年3月）、豊川市公立保育所民営化基本方針（平成30年5月）を策定し、民間のもつ機動力や柔軟性を活かして保育サービスの充実を図る公立保育所民営化の取り組みを進めています。

今回、令和11年4月に民営化する牛久保保育園の建替え及び運営を行う民間事業者を募集します。

2 基本事項

牛久保保育園の整備及び運営に係る基本事項は、次のとおりです。詳細は、別紙「牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件」を参照してください。

(1) 事業形態

保育所

(2) 新しい園の名称

名称は、市と協議のうえ決定していただきます。それまでの間は、「牛久保保育園（仮称）」と称します。

(3) 新しい園の場所

現行の豊川市立牛久保保育園解体後の土地を活用して、牛久保保育園（仮称）を建設、運営します。

(4) 開園（運営移管）予定日

令和11年4月1日

(5) 開園までのスケジュール

年度	内容
令和6年度	・選定事業者の決定
令和7年度	・市と選定事業者による運営等協議
令和8年度	・選定事業者による基本設計
令和9年度	・選定事業者による実施設計、一部建設工事 ・市による仮設園舎設置、及び現園舎の解体工事
令和10年度	・選定事業者による建設工事 ・市と選定事業者による合同保育（仮設園舎）
令和11年度	・開園 ・選定事業者へ運営移管 ・市と選定事業者による合同保育（新園舎）（令和12年度まで）

(6) 保育事業の実施

ア 通常事業（基準）

実施する通常事業は、関係法令及び県・市の条例・規則等に基づき実施するものとし、以下の内容を基準とします。

項目	基準
定 員	概ね130人（2号認定75人、3号認定55人）
受入年齢	生後57日目から
開園日	日曜、祝日、12月29日から1月3日までを除く日
開園時間	平日：午前7時30分～午後6時30分 土曜：午前7時30分～午後2時
給 食	自園調理 食物アレルギーへの対応、その他個別事情に配慮すること。
保育料等	市が定める額
給食費	公立保育所に準ずる。

イ 保育サービスの向上

「ア 通常事業」のほかに、開園当初または開園以後に予定している保育サービスの向上が期待できる取り組みを提案してください。

(7) 施設等の整備

ア 建物・施設等

- 選定事業者が、新しい保育所等の運営に必要となる園舎、園庭、遊具、送迎駐車場、その他の必要な施設等の設計及び建設を行います。
- 園舎・園庭等は、現行の牛久保保育園の敷地内に建設します。
- 施設整備にあたっては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年愛知県条例第68号）を遵守してください。
- 具体的な工程計画は、市と選定事業者で協議します。

イ 土地

- 施設用地は、市が無償貸与します。
- 土地の所在・面積
 - ・園舎等 豊川市塔ノ木町1丁目45番の1ほか5筆 2,435.78 m²（公簿）
 - ・駐車場 豊川市美和通2丁目38番4 1筆 395 m²（公簿）

3 応募資格・要件

応募できる者は、以下の資格・要件を満たす事業者とします。

- (1) 令和6年4月1日現在において、愛知県内で認可保育所、認定こども園又は幼稚園を10年以上継続して設置及び運営する社会福祉法人または学校法人であること。
- (2) 豊川市の保育行政及び子育て支援行政の方針をよく理解し、施策に積極的に協力できること。

- (3) 別添「牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件」に定める内容を遵守できること。
- (4) 事業計画及び資金計画が適切、確実であり、事業者が牛久保保育園（仮称）の建設及び施設整備に要する資金の全てを負担できること（財政支援については、別添「牛久保保育園の民営化に係る整備・運営条件」参照。）。
- (5) 保育所等を運営するために必要な経営基盤や経営担当役員が社会的信望を有すること。
- (6) 事業者が現に運営している保育施設について、所轄庁の直近の監査や実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 民事再生法に規定する再生手続き開始または破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員でないこと。

4 募集要項の配布等

(1) 配布期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月6日（金）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(2) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 配布場所

豊川市役所子ども健康部保育課（豊川市役所本庁舎1階）

郵便番号 442-8601

住 所 豊川市諏訪1丁目1番地

電 話 0533-89-2274

電子メール hoiku@city.toyokawa.lg.jp

※募集要項は、豊川市ホームページ（<https://www.city.toyokawa.lg.jp>）にも掲載しています。

(4) 質問の受付

ア 受付期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月13日（金）まで

イ 提出方法

別添「（様式第10）牛久保保育園（仮称）の整備及び運営事業者募集に係る質問書」に質問事項を記入のうえ、電子メールにより保育課へ提出してください。

ウ 回答方法

電子メールにより回答します。

質問の内容が、応募申込者全員に周知すべきことが適当であると市が判断した場合は、市ホームページ上で公表します。

選定の公平性を期すため、自らの応募書類・提案書類の優劣等に関する質問や審査内容に関する問い合わせは、審査の事前、事後に関わらず対応いたしません。

5 応募手続き等

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月24日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所

豊川市役所子ども健康部保育課

エ 提出方法

電話または電子メールであらかじめ連絡のうえ、責任者が直接持参してください。

郵送による受付は行いません。

(2) 提出書類

ア 提出書類

別添「(様式第2) 提出書類一覧表(確認表)」により提出してください。

イ 提出部数

正本1部、副本10部(副本は複写でも可とします。)

ウ 留意事項

- 書類はA4サイズ規格(施設の配置図等の図表にあってはA3サイズ規格)で作成のうえ、フラットファイル等に綴り、提出番号ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入してください。
- フラットファイルの表紙と背表紙に事業者名を表示してください。
- 提出書類は返却いたしません。
- 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

6 企画提案書

次の事項について記載してください。

(1) 事業者としての適格性及び能力

ア 園運営の基本理念

園の保育理念、運営についての考え方やこれらがどのように豊川市の保育行政の向上に寄与するかを記載してください。

イ 事業者の状況

事業者の組織体制、財務状況、専門職員の配置状況、園の運営実績等を記載してください。

ウ 緊急事案への対応

突発的な事案により保育士等に欠員が生じた場合への対応方法について、他園等からの応援職員の手配の方法や派遣に要する時間等を踏まえて記載してください。

(2) 保育内容

ア 基本理念等を実現するために、どのような保育を実施するのか、児童の生活全体を踏まえた保育事業の運営内容に関して、次の事項について具体的に記載してください。

○ 年齢ごとの目標・ねらい及び実施内容

○ 開所日及び開所時間の考え方や実施方法

※ 土曜日の開所時間に対する内容も記載してください。

○ 特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児に対する対応や取組内容

※ 医療的ケア児に対する内容も記載してください。

イ 給食・調理

給食に対する考え方、実施方法、衛生管理、地産地消を踏まえた食育、園児の食物アレルギー等への対応や取り組みについて、具体的に記載してください。

ウ 事故防止対策等

園内外での事故防止対策や安全対策、感染症対策、災害時に備えた避難訓練、不審者対策等の考え方や取り組み、事故が発生した場合の加入保険の内容等について具体的に記載してください。

(3) 保育体制

ア 職員の採用計画及び配置

職員の採用計画や配置に関し、保育士等の経験年数、年齢等のバランスを踏まえ具体的に記載してください。

イ 地域貢献

施設に勤務する職員（常勤・非常勤）に関し、市内雇用に対する考え方を記載してください。

ウ 職員の人材育成や研修に対する考え方

研修計画等を示し、職員の人材育成、研修等に対する考え方を記載してください。

エ 職員の待遇

労働関係諸法令に即した保育士等の勤務時間、時間外勤務、年次休暇の取得等に対する適正な労務管理、職員のワークライフバランスに配慮した勤務環境等の整備に対する考え方について、勤怠管理システムの活用も含め具体的に記載してください。

※ 園児の登降園管理、保育計画策定等のＩＣＴ活用の考え方等があれば記載してください。

(4) 施設整備に関する計画

ア 施設整備

園舎及び屋内施設並びに園庭及び屋外施設の整備に関し、子どもの安全への配慮、保育室等の十分な面積の確保、ユニバーサルデザインの導入、地域住民への配慮等に対する考え方について具体的に記載してください。

イ 費用

保育の質を確保しつつ、コストと品質、安全性と耐久性、省エネルギー等に配慮するための工夫、対策等に対する費用のかけ方について具体的に記載してください。

(5) その他

ア 個人情報保護

個人情報の取得、管理、廃棄等の方法や個人情報保護に係る職員研修の実施等の保育士等が園児等の個人情報の適切に取り扱うための対策について具体的に記載してください。

イ 保護者、地域、関係機関等とのかかわり

保護者と信頼関係を構築するための取り組み、地域に根ざした保育所であるための地域及び学校等の関係機関との交流や連携並びに市内の他の保育所等との連携や協力について具体的に記載してください。

ウ 業務遂行困難時の履行補償

牛久保保育園（仮称）の運営が困難となったときの児童、保護者その他の関係者に対する代替園での保育の実施、損害を与えないための対応等の履行補償に対する考え方及びそのような事態を招かないための具体的な対策について記載してください。

エ 事業者提案

事業者が提案する取組み及びその実現方法やアピールポイントを記載してください。

《記載にあたっての留意事項》

- ・ 使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とすること。
- ・ 「(様式第8)企画提案書」の記載項目ごとに設定してある記載枠の中に記載すること。
- ・ 「詳細は別添資料のとおり」等、別の資料を利用する記載としないこと。

7 選定方法・スケジュール等

(1) 選定の体制

市長が設置する「牛久保保育園の整備及び運営事業者選定委員会」(以下「選定委員

会という。」)が審査を行い、最も優れていると認める事業者を優先交渉権者として選定し、最終的に市長が決定します。選定委員会は、次の委員により構成します。

- 地域代表者 2人
- 牛久保保育園保護者会代表者 2人
- 牛久保保育園長
- 子ども健康部長

(2) 選定方法・スケジュール

- ア 一次審査(書類審査) 令和7年1月実施予定
 - 募集要項に規定する応募資格及び要件等について、提出書類により審査を行います。応募資格等を満たさない場合は失格となります。
 - 提出書類の内容を審査し、二次審査に進む事業者を選定します。
 - 結果は、一次審査した全ての応募申込者へ郵送にて通知します。
- イ 二次審査(書類審査、面接審査) 令和7年2月実施予定
 - 審査の日程は、一次審査通過者へ通知します。
 - 面接審査の出席者は、原則として応募申込者の代表者(理事長または理事長に準ずる者)及び園長就任予定者とします。
 - 書類審査、面接審査により総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。
- ウ 優先交渉権者の決定 令和7年3月予定
 - 結果は、二次審査した全ての応募申込者へ郵送にて通知します。

(3) 審査項目等

ア 審査の基本的視点

- 信頼できる良好で安全な教育・保育の実施が可能であること。
- 教育・保育の質の向上、人材育成に対する取り組みが期待できること。
- 安定した経営が持続的に確保できるものであること。
- 地域に根ざした園運営を行うことができるここと。

イ 審査項目

企画提案書の各号に掲げる事項

(4) 注意事項

- ア 提出書類に虚偽記載や不正が判明した場合は失格となります。
- イ 応募申込者が選定委員会委員に対し、自己に有利になることを目的とした働きかけ行為等を行った場合は失格となります。

(5) その他

- ア 選定結果は、市ホームページ等により公表します。
- イ 応募申込者が1者のみであっても、審査を実施します。
- ウ 応募申込者がいない場合、または審査の結果により応募申込者全ての者が本事業実施の目的を達成できないと市が判断した場合は、選定事業者の決定を行わないこともあります。

8 その他の留意点

(1) 移管条件等の承諾

応募申込者が、「(様式第1) 牛久保保育園（仮称）の整備及び運営事業者応募申込書」を市長に提出したことにより、募集要項等の記載内容及び移管条件は全て承諾したものとします。

(2) 費用負担

応募に要する費用は、全て応募申込者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる損害も同様とします。

(3) 応募の辞退

応募申込みを辞退する場合は、「(様式第11) 牛久保保育園（仮称）の整備及び運営事業者応募申込辞退届」を提出してください。

(4) 提出書類の取扱い

ア 応募申込者が、本事業において提出した事業提案書等の書類は情報公開の対象となり、所定の手続きを経た請求に対して開示する場合があります。

イ 応募申込者が、本事業において提出した事業提案書等の書類の著作権は提案作成者に帰属するものとします。なお、市が本事業に係る公表時や、その他必要と認められる場合は、応募申込者の承諾を得たうえで、事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとします。

ウ 本事業において市が提供した資料の著作権は市に帰属し、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとします。

(5) 計画変更の原則禁止

選定事業者の計画の内容変更は、原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるもの、天災等不可抗力によるもの、施設の実施計画に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものののみ、市と協議のうえ認める場合があります。

(6) 決定の取消し

選定事業者の提出書類に記載された内容に虚偽記載や重大な違背行為があると認めるとき、その他事情により適切な保育所等の実施が困難と認めるときは、本選定による決定を取り消すことがあります。また、この場合、選定事業者が、すでに要した費用の弁済を市に求めるることはできないものとします。

(7) 募集の取りやめ等

公正に選定を執行できないと認められる場合またはその恐れがある場合は、市はその応募申込者の参加を不可とする場合があります。

また、応募申込者の全部もしくは一部の談合行為により適正な選定ができないと認められる場合、または競争性が担保されないと認められる場合、市は募集の執行を延期、または取りやめることができます。

(8) 異議申立て

選定委員会の審査、優先交渉権者の決定等についての異議申立ては受け付けません。

(9) 保護者説明会等

選定事業者は、保護者及び地域に対する説明会等を、市の要請に応じて隨時実施するものとします。

(10) 運営移管までの協議

市と選定事業者とは、本募集要項その他募集に係る文書において定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、双方が誠意をもって問題解決に努めるものとします。

【質問の受付、応募書類の提出、問い合わせ先】

豊川市役所子ども健康部保育課 担当：福井、中野

郵便番号 442-8601

住 所 豊川市諏訪1丁目1番地

電 話 0533-89-2274 (直通)

電子メール hoiku@city.toyokawa.lg.jp